

○ 厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十七年厚生労働省告示第四百九号）（抄）【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

| 行 | 現 | 後 | 正 | 改 | 表<br>（略）   |
|---|---|---|---|---|--|
|   |   |   |   |   | 備考 基準額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイ(1)若しくは(2)若しくはロ(1)若しくは(2)又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ(2)（ <u>一</u> a若しくは <u>二</u> b若しくは <u>三</u> c若しくはロ(2)（ <u>一</u> a若しくは <u>二</u> bに定める単位数に十円を乗じて算定するものとする。 |
|   |   |   |   |   | 備考 基準額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイ(1)、(2)若しくは(3)若しくはロ(1)若しくは(2)又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ(2)（ <u>一</u> a、 <u>二</u> b若しくは <u>三</u> c若しくはロ(2)（ <u>一</u> a若しくは <u>二</u> bに定める単位数に十円を乗じて算定するものとする。     |
|   |   |   |   |   |  |